

お知らせ

ワシントン条約：マダガスカルからのツルサイカチ属及びカキノキ属の標本に対する 取引停止勧告の撤回と輸出割当ゼロについて

2025年12月23日
経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2025年12月19日付けでマダガスカルからのツルサイカチ属(*Dalbergia* spp.)及びカキノキ属(*Diospyros* spp.)の標本に対する取引停止勧告の撤回と輸出割当ゼロについて(No. 2025/133)が発出されました。

No. 2025/133

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2025-133.pdf>

ワシントン条約の常設委員会(SC79、2025年サマルカンド)は、マダガスカルからのツルサイカチ属(*Dalbergia* spp.)及びカキノキ属(*Diospyros* spp.)の標本に対する取引停止勧告を撤回することを合意しました。これは、2025年9月8日以降、マダガスカルがツルサイカチ属(*Dalbergia* spp.(rosewood and palisander))及びカキノキ属(*Diospyros* spp.(ebony))のすべての標本について、在庫、派生製品、条約適用前標本(pre-Convention)を含め、商業目的の輸出割当をゼロとする措置を採用することが前提となっており、この措置は2025年以降適用されます。

輸出割当ゼロは、以下の場合を除き、すべての標本に適用されます。

- ・科学目的の輸出
- ・ローズウッド標本(ツルサイカチ属の注釈#15)について、重量10kg未満と申告された完成品の個人使用または観光土産としての輸出
- ・法執行の枠組みに基づく輸出(適切な許可を得るための手続きに従う必要あり)

【参考】マダガスカルからのツルサイカチ属及びカキノキ属の標本に対する取引停止勧告の撤回と輸出割当ゼロについて(仮訳)。

1. 本通知は、マダガスカルおよび常設委員会(SC)の要請により発出。
2. 2025年9月8日以降、マダガスカルはツルサイカチ属(*Dalbergia* spp.(rosewood and palisander))及びカキノキ属(*Diospyros* spp.(ebony))のすべての標本について、在庫、派生製品、条約適用前標本(pre-Convention)を含め、商業目的の輸出割当をゼロとする措置を採用。
3. 輸出割当ゼロの例外は以下
 - ・科学目的の輸出

- ・ツルサイカチ属(注釈#15)の完成品で、重量 10kg 未満と申告された個人使用または観光土産
 - ・法執行目的の輸出(適切な許可取得が必要)
- ・常設委員会は SC79 で、2015 年以来続いている取引停止勧告を撤回することに合意。ただし、条件として輸出割当ゼロを維持し、非損害所見(NDF)と合法取得所見(LAF)を策定し、植物委員会議長と事務局の承認を得る必要がある。
5. 常設委員会は、経由国・仕向国に対し、違法取引の取締りを継続するよう要請。加えて、マダガスカル産の在庫を保有する締約国に再輸出を認可しないよう要請。最後に、押収事例や関連情報を探査事例や関連情報をマダガスカルおよび事務局に報告するよう要請。
6. 本通知は、2022 年 5 月 12 日付の通知 2022/031 を置き換え、同通知は無効。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723